

議案第 3 2 号

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する
条例

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例（平成元年墨田区条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 9 条第 2 号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。